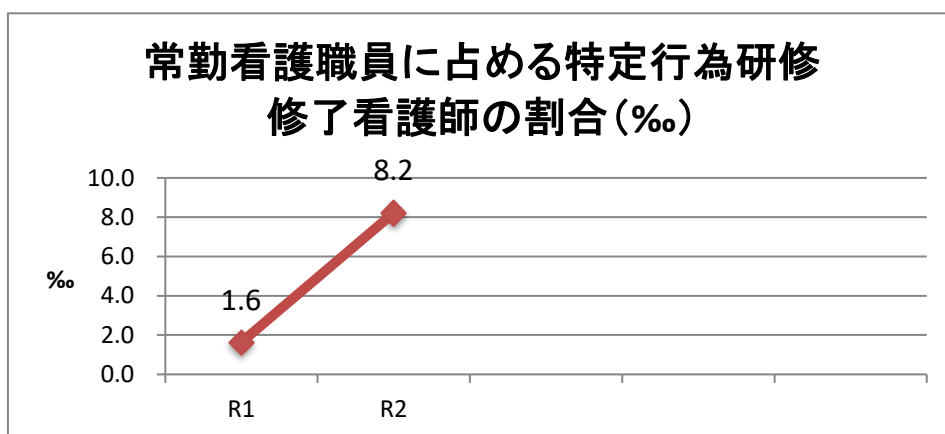


R. 特定行為研修修了看護師

49. 常勤看護職員に占める特定行為研修修了看護師の割合:8.2‰

特定行為研修修了看護師は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」により養成され、医師からあらかじめ作成された手順書（指示）または直接指示に従い、認められた特定行為を行います。38の特定行為において、研修を修了した看護師には、患者の状態を見極め、タイムリーな対応をすることなどが期待されています。



| | R1 | R2 |
|---------------------------------------|-----|-----|
| 特定行為研修修了看護師の割合(‰) | 1.6 | 8.2 |
| 血糖コントロールに関する薬剤投与関連(人数) | 1 | 2 |
| 栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈カテーテル管理:PICC)関連 | | 1 |
| 創傷管理関連 | | 2 |
| 特定行為研修修了看護師合計 | 1 | 5 |
| 看護職員総数 | 610 | 608 |

分子：特定行為研修修了看護師数の合計（実人数）

分母：常勤看護職員数（常勤看護職員とは管理職を含み、正規職員以外の看護職員および休職中の看護職員を含む実人数とする：DiNQL 指標より）
×1000(‰)

※10月1日時点の人数である。R2年度以降は3月1日現在の人数である。

2021年8月